

## 都市計画審議会の役割について

### ■ 都市計画とは(都市計画法第4条)

「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定められています。

都市計画で定めるものには、道路、公園、水道、下水道、ごみ処理施設などがあります。

### ■ 都市計画審議会とは(都市計画法第77条の2)

「都市計画に関する事項を調査審議させるため」に設置された審議会です。

都市計画により、土地利用に制限が加えられる場合があり、市民生活への影響が見込まれることから、都市計画決定をする際には、市民の皆さま、議員や学識経験者らから構成される審議会の審議を受けて決定することになっています。

#### これまで審議した内容(一部抜粋)

H17:都市計画マスタープランの策定に向けて

H18:鳥取豊岡宮津自動車道の計画変更

H19:八丁浜シーサイドパークの公園区域の変更、峰山都市計画下水道の計画変更

H20:京丹後市網野都市計画下水道の変更、

H24:都市計画区域の再編、都市計画火葬場

H26:都市計画道路の名称変更

H27:都市計画マスタープラン

H28:京丹後市都市計画下水道の変更

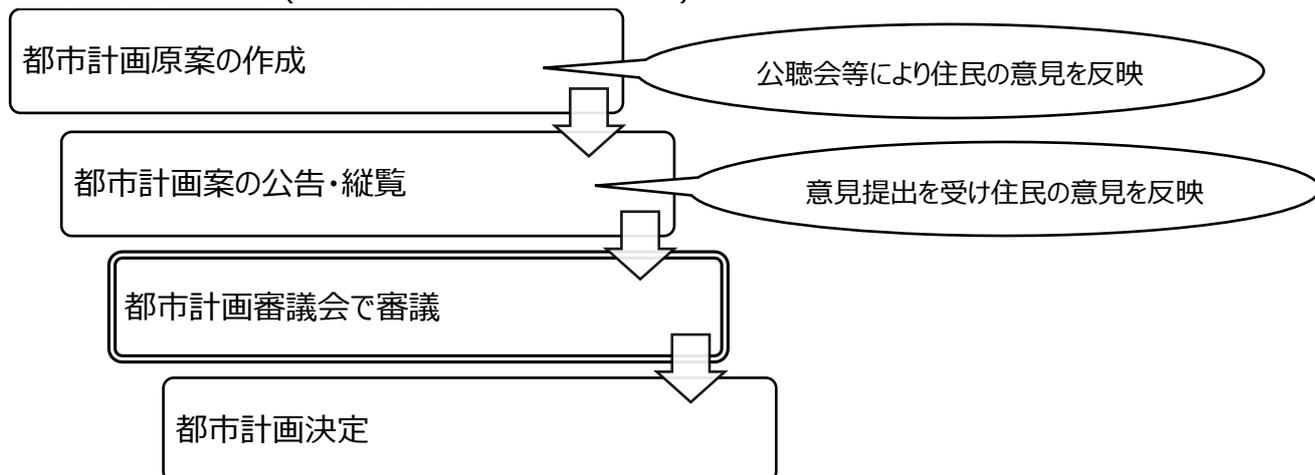
### ■ 都市計画審議会の役割(都市計画法第77条の2)

- 1 市が決定する都市計画を調査審議すること
- 2 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議すること
- 3 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること

#### 審議会の審議の結果によりどうなるのか

都市計画審議会の審議を経て、都市計画決定を行います。決定の効力は告示した日から生じます。都市計画決定後、事業認可を受け、事業に着手することになります。

■ 都市計画の手続き(都市計画法第16条～20条)



■ 今回の審議会の内容

令和2年12月議会で水洗化計画が承認され、公共下水道区域が一部変更となりました。  
それを受けて、都市計画決定をしている下水道排水区域を変更します(詳細は図参照)。